

地域福祉保健計画に基づく 「市民主体の身近な施設整備」の支援制度のご紹介について

地域福祉保健計画（地区別計画）に基づく「市民主体の身近な施設整備」の支援制度を令和5年度より開始しました。制度概要を記載したチラシを作成しましたので情報提供いたします。

施設整備をきっかけに、地域の皆様で取り組む身近な課題解決につなげていくとともに、地域の活動がより広がっていくことを目指していますので、ぜひ、この制度をご活用ください。

1 制度の概要

（1）対象となる取組

地域福祉保健計画（地区別計画）に基づく取組

（2）対象となる団体

自治会町内会（連合や単会）のような地域活動を行う組織

（3）支援の内容

ア まちづくり活動支援

- ・事前相談：区役所や地域まちづくり課の職員が相談に応じます
- ・グループ登録後：団体へのまちづくり専門家の派遣、専門家によるアドバイス等

イ 施設整備

- ・施設整備にかかる費用 最大100万円（9割助成）
例：交流施設のスロープや手すり、子ども食堂のためのキッチン整備など

2 支援と整備の流れ

事前相談 → グループ登録 → 整備に向けた検討 → 整備費の交付申請 → 整備

- ・整備費の交付申請を行った場合は、その年度内で整備する必要があります。
- ・本制度は次年度以降も継続を予定していますので、次年度での整備も可能です。
なお、次年度の整備をご検討中であっても、今からの相談が可能です。

<参考>

支援制度の詳細は、横浜市ホームページに掲載

身近な施設整備 横浜市

検索



担当：都市整備局地域まちづくり課 大嶽、大橋
Tel 045-671-2696

地域で考えた 身近な取組を支援します

横浜市では、地域の皆様で取り組む身近な課題解決のための施設整備を応援します。

どんな支援があるの？

助成
上限 **100** 万円 (9割助成)

スロープや手すりを
整備して誰でも来られる
交流施設にしよう



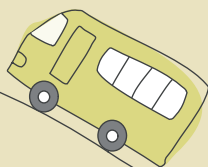
TOWNBASE

対象となる団体は？

自治会町内会などの
地域活動を行う組織

※支援にあたりグループ登録していただきます。

みんなの憩いの場に
花壇を整備したい



対象となる団体は？

自治会町内会などの
地域活動を行う組織

※支援にあたりグループ登録していただきます。

どんな取組が対象なの？

地域福祉保健計画など

区と地域で策定されたプランの取組

空き家の**キッチン**
を整備して、子ども食堂
として活用したい

坂の途中で
一休み出来る
ベンチが欲しい

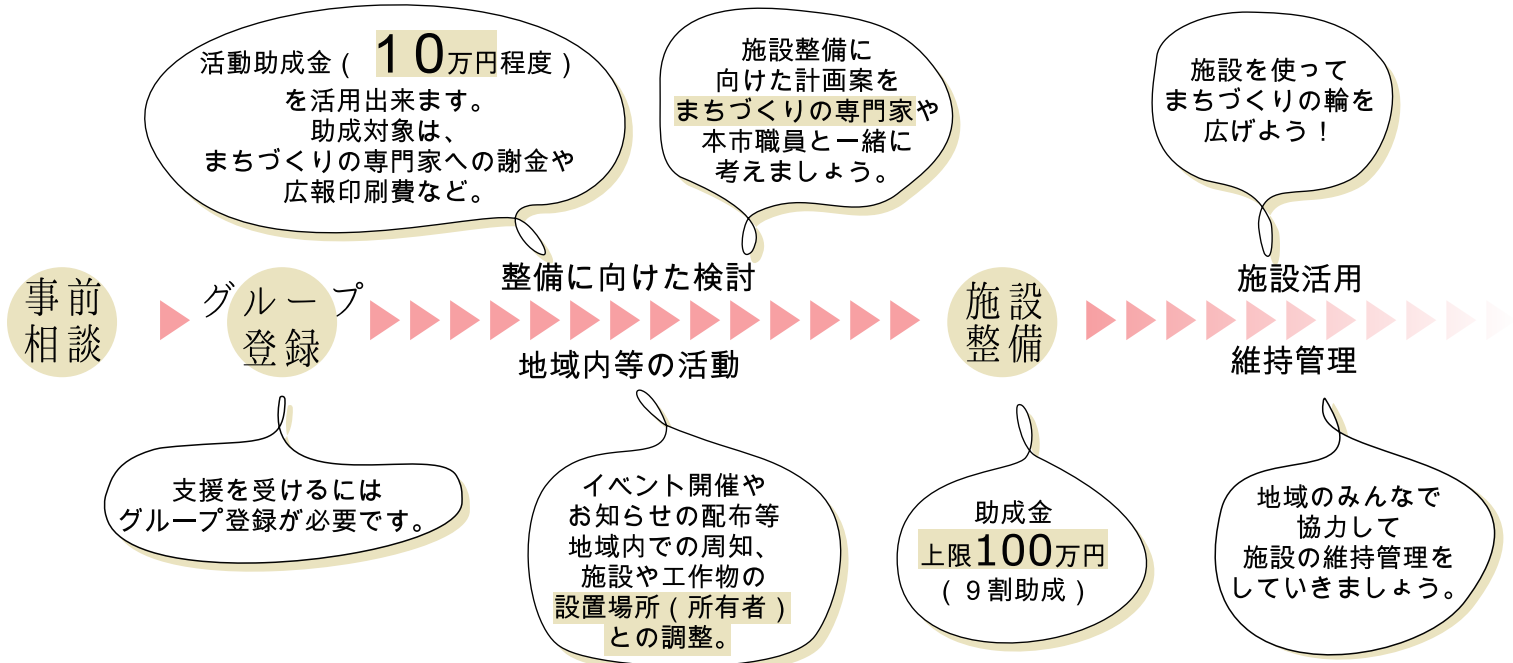
道に愛称をつけて
看板を設置しよう

**随時
相談受付中**

詳しくは
ホームページへ



支援と整備の流れ



整備地区インタビュー

〈令和3年度の整備事例〉
事業内容：道の愛称板等の整備
(神奈川区六角橋)
助成額：約50万円

整備のきっかけは？

我々の地区が古い住宅が密集している重点対策地域（不燃化推進地域）ということが判ったが、昔はあった目印になるような商店などが無くなり、場所の特定や説明に時間が掛かったため、災害時などいざという時に自分の居場所を伝えられるように。また、パリではすべての通りに名前があり、その通りで育ったという自負がある。絶対に通りに名前があった方が良いという事でプロジェクトが始まった。

具体的な整備方法は？

愛称については、町内のあらゆる場所に投票箱を設置して地域住民に投票していただいたり、プレートデザインを小、中学生にお願いするなど地域住民を巻き込んだ。

まちづくり活動は、どのように広がっていますか？

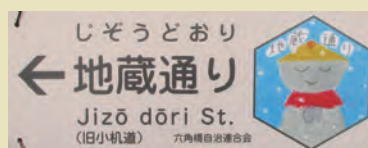
「教会通り」と名付けられたことから教会でコンサートを開催したり、「神橋さくら通り」では植樹イベントなど緑化、防災など地域で連携した活動が広がっており、今後は地域内の単位町会でも同様の愛称決めが検討されている。令和元年度に六角橋北町自治会で実施した3つの坂は、すでにゼンリン地図にも掲載されており、4つの通りもGooglemapに載ったり、タクシーに乗ったらわかってもらえるくらい浸透させていきたい。



わが町六角橋の愛称プロジェクト
左：岩崎さん 右：森さん



令和4年度インタビュー時点



市民主体の身近な 施設整備支援

市民主体の身近な施設整備支援に関するお問い合わせは、都市整備局地域まちづくり課まで

TEL : 045-671-2696

E-MAIL : tb-suisinjorei@city.yokohama.jp

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和 5 年度非課税世帯）について

1 給付金の概要

エネルギー・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に給付金を支給します。

(1) 対象世帯	令和 5 年 6 月 1 日時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員の令和 5 年度住民税均等割が非課税となる世帯
(2) 支給額	1 世帯あたり 3 万円（1 回限り）
(3) 申請受付期間	令和 5 年 7 月 19 日から令和 5 年 10 月 18 日まで（必着）

2 申請手続

申請手続は、対象世帯の状況により異なります。

対象世帯の詳細については、別添チラシをご参照ください。

令和 5 年度 住民税非課税世帯	申請手続	対象世帯の状況	該当する主な世帯
	必要	「確認書」が届く世帯	前回の給付金（5 万円）を世帯主以外の口座で受給している等の世帯
		「申請書」の提出が必要な世帯	前回の給付金の受給の有無にかかわらず、令和 5 年 1 月 2 日以降に市外から転入した人がいる等の世帯
不要	「支給のお知らせ」が届く世帯	前回の給付金（5 万円）を世帯主の口座で受給している世帯	

3 本給付金に関するお問合せ

地域の方からご相談がありましたら、コールセンターや各区の申請サポート窓口をご案内ください。

(1) 横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター

電話：0120-045-320 FAX：0120-303-464（耳の不自由な方のお問合せ用）

【9時から19時まで。土日祝を除く。】

英語・中国語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・タガログ語に対応しています。

(2) 申請サポート窓口

申請書類の配布や記入支援、制度に関するお問い合わせ対応を行う窓口を

7月3日(月)から各区役所内に開設します。

【9時から17時まで。土日祝を除く。】

担当：健康福祉局総務課臨時特別給付金担当

永井、叶野

電話：671-4754 FAX：664-4739

横浜市

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (令和5年度非課税世帯)のご案内

支給対象と申請の手続き

支給対象となる世帯

非課税世帯

令和5年6月1日時点で横浜市に住民登録があり
世帯全員の令和5年度※「**住民税均等割が非課税**」の世帯
※令和4年1月1日から令和4年12月31日の間に得た収入が対象

手続きが
必要な世帯

「**確認書**」が届く世帯
「**申請書**」の提出が**必要**な世帯

手続きが
不要な世帯

「**支給のお知らせ**」が届く世帯

詳しくは裏面へ

住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成されている世帯は**支給対象外**です。

**対象外
世帯の例**

- ・同居・別居を問わず、親(課税者)に扶養されている一人暮らしの学生
- ・同居・別居を問わず、子ども(課税者)に扶養されている方の世帯
- ・別住所にて単身赴任している夫(課税者)に扶養されている妻と子のみの世帯

給付金の支給額

3万円(1世帯あたり)

「**確認書**」「**申請書**」の申請期限 **令和5年10月18日(水)(必着)**

横浜市 緊急支援 給付金

検索



特設ページ

給付金の申請手続き

手続きが**必要**な世帯

「確認書」が届く世帯

- 令和4年度に緊急支援給付金(5万円)を世帯主の口座以外で横浜市から受給した世帯
- 令和4年度に緊急支援給付金(5万円)を横浜市から受給しなかった、かつ、令和5年1月1日以前から横浜市に世帯全員の住民登録がある世帯

➡ 必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で**返信**してください。

「申請書」の提出が必要な世帯

- 世帯の中に令和5年1月2日から6月1日までに市外から転入した方がいる世帯
- 令和5年度非課税相当であっても、市民税・県民税の申告を行っていない方がいる世帯
- 令和5年6月1日までに扶養者と離婚、または死別などにより、被扶養者だけが残った世帯

➡ 横浜市ウェブサイトからダウンロード、または区役所で申請書を受け取り、必要書類と一緒に**郵送**で提出してください。

手続きが**不要**な世帯

「支給のお知らせ」が届く世帯

- 令和4年度に緊急支援給付金(5万円)を世帯主の口座で横浜市から受給した世帯

➡ 記載内容に変更がない場合、**手続きは不要**です。世帯主の口座に給付金を振込みます。

お問合せ

横浜市
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
コールセンター

0120-045-320

受付時間：9:00～19:00 ※土日祝を除く

※受付日時は変更することがあります。

FAX番号:0120-303-464

(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付期間：7/3～10/18

月～金曜日：9:00～17:00

※受付日時は変更することがあります。



令和5年度 夏の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目 的

夏のレジャーなどに起因する過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故が多発することが懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

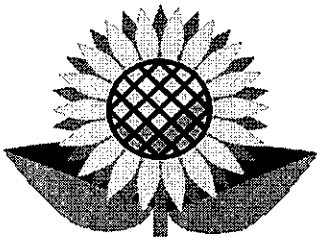
令和5年7月11日（火）～7月20日（木）の10日間

スローガン

交通ルールを守って 夏を楽しく安全に

重 点

- 1 過労運転・無謀運転の防止
- 2 子どもと高齢者の交通事故防止
- 3 自転車の交通事故防止
- 4 二輪車の交通事故防止



◇◇◇令和4年中市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

■人身交通事故全数

	件 数		死者数			負傷者数			
	前年比	増減率	前年比	増減率	前年比	増減率			
横浜市	7,492件	-391	-5.0%	38人	+2	+5.6%	8,483人	-514	-5.7%
神奈川県	21,098件	-562	-2.6%	113人	-29	-20.4%	24,382人	-680	-2.7%

■子どもの人身交通事故

	件 数		死者数			負傷者数			
	前年比	増減率	前年比	増減率	前年比	増減率			
横浜市	485件	-66	-12.0%	1人	-2	-66.7%	520人	-50	-8.8%

■高齢者の人身交通事故

	件 数		死者数			負傷者数			
	前年比	増減率	前年比	増減率	前年比	増減率			
横浜市	2,471件	-150	-5.7%	15人	-3	-16.7%	1,291人	-114	-8.1%

■自転車乗車中の人身交通事故

	件 数		死者数			負傷者数			
	前年比	増減率	前年比	増減率	前年比	増減率			
横浜市	1,734件	-7	-0.4%	4人	0	0.0%	1,653人	+14	+0.9%

■二輪車乗車中の人身交通事故

	件 数		死者数			負傷者数			
	前年比	増減率	前年比	増減率	前年比	増減率			
横浜市	2,417件	-121	-4.8%	12人	+1	+9.1%	2,168人	-105	-4.6%

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携した運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

警察

- 1 交通事故に直結する自転車利用者のルール・マナー違反に対して、街頭活動における指導警告の強化と、悪質性・危険性の高い交通違反に対し、取締りを強化します。
- 2 自転車交通安全講習「チリリン・スクール」を実施し、自転車運転者の交通安全意識を高め、また、自転車点検整備を推奨してTSマークの普及に努めます。
- 3 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- 4 夏休みを控えた子どもに対する交通安全教室や高齢運転者に対する運転講習会などの交通安全教育を推進します。
- 5 反射材の視認効果や、有効な使用方法の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 6 自転車運転者講習制度の周知を図るとともに、講習対象となる自転車利用者に対して講習の実施を通じて、安全な運転行動を促します。
- 7 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に即応した事故防止活動を推進します。
- 8 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

教育関係

- 1 夏休みを迎えるにあたり、夏特有の解放感が交通事故につながらないように、具体的な交通事故事例の紹介などによる交通安全教育を推進します。
- 2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 レジャーや帰省などで長距離ドライブをするときは、過労運転にならないよう無理のない計画を立てましょう。
- 2 自動車運転中に子どもや高齢の歩行者・自転車利用者を見かけたら、減速・徐行・一時停止するなど、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 3 家族・周囲に運転に不安を感じている方がいる場合は、運転適性相談や運転免許自主返納について話し合いましょう。
- 4 警報機が鳴ったら、絶対に踏切に入らないようにしましょう。
- 5 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
- 6 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで自転車・二輪車のマナーアップと交通ルールの遵守気運を高めましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話045(671)2323



鶴見消防署 インフォメーション



熱中症に注意しましょう



毎年梅雨明け後は気温が急上昇し、熱中症による救急搬送事例が増加します。
 気温だけではなく、湿度が高いときも熱中症の危険が高くなりますので、こまめな休養と水分補給を心がけて、室内の温度が28度を超えないようにエアコンや扇風機を使用しましょう。

◆ 鶴見区内の災害・救急概況

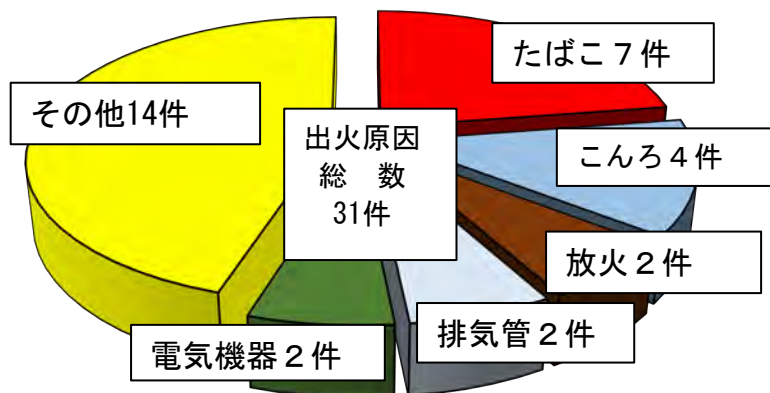
年別		R5年	R4年	増△減
区分				
火災件数		31	22	9
火災種別	建物	15	14	1
	林野	0	0	0
	車両	6	2	4
	船舶	0	0	0
	その他	10	6	4
損害程度	焼損面積 (㎡)	598	69	529
	死者	0	1	△1
	負傷者	7	4	3
	主な火災原因			
たばこ	7	5	2	
こんろ	4	4	0	
放火(疑い含む)	2	4	△2	
排気管	2	0	2	
電気機器	2	0	2	
その他	14	9	5	
救急件数		7,339	6,970	369
救急種別	急病	5,186	4,923	263
	交通事故	312	321	△9
	一般負傷	1,253	1,179	74
	その他	588	547	41

◆ 横浜市内の災害・救急概況

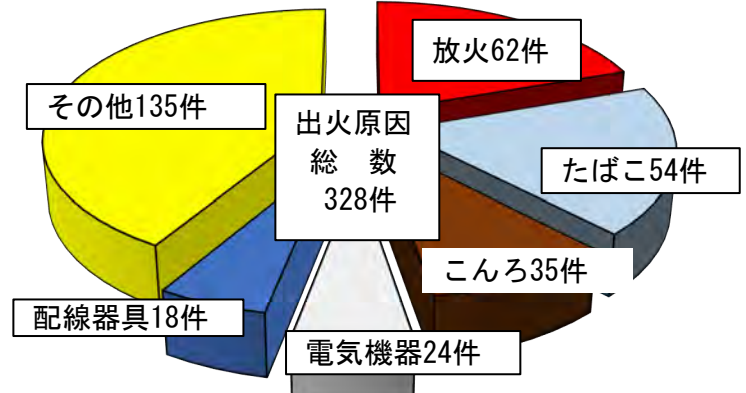
年別		R5年	R4年	増△減
区分				
火災件数		328	296	32
火災種別	建物	182	198	△16
	林野	0	0	0
	車両	39	31	8
	船舶	0	0	0
	その他	107	67	40
損害程度	焼損面積 (㎡)	3,060	2,555	505
	死者	7	8	△1
	負傷者	44	57	△13
	主な火災原因			
放火(疑い含む)	62	40	22	
たばこ	54	46	8	
こんろ	35	30	5	
電気機器	24	35	△11	
配線器具	18	15	3	
その他	135	130	5	
救急件数		95,990	94,236	1,754
救急種別	急病	67,428	65,986	1,442
	交通事故	3,493	3,477	16
	一般負傷	17,686	17,401	285
	その他	7,383	7,372	11

(令和5年1月1日～5月31日 去年同期比較)

区内



市内



住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします！

住宅用火災警報器のバッテリーの寿命は約10年ですが、電子部品の劣化から正確に火災を感知できなくなる場合を考慮して、機器ごとの交換をお願いします。

たばこによる火災が増えています！

昨年鶴見区で最も多く発生した火災の原因は、たばこによるもので、その多くはたばこの不始末が原因で発生しています。

たばこの火種はとても小さく、ごみ箱の中や布団の上に落下してもすぐに燃え上がることはなく、じわじわと燻り続け、時間の経過とともに発火に至る特徴があります。

事例と対策

◎ケース1・・・**ごみ箱から出火**

灰皿に溜まった吸殻をそのままごみ箱に捨てて外出したところ、時間の経過で出火し周囲に燃え広がった。

その対策・・・灰皿に水を溜め、吸殻を確実に消火してから処分する。
吸殻を捨てるごみ箱は、他のごみ箱と使い分ける。
吸殻を捨てる時は、消火できているかももう一度確認する。

◎ケース2・・・**寝たばこによる出火**

布団の近くにある灰皿に置いた吸いかけのたばこが落下し火種が布団の中綿で燻り続けた後時間の経過とともに周囲の物に燃え移り出火した。

その対策・・・寝たばこは絶対にしない。
防災製品の寝具を使用する。
喫煙場所を決め、決まった場所でたばこを吸う。

◎ケース3・・・**灰皿に溜まった吸殻から出火**

喫煙後ガラス製の灰皿にもみ消し外出したが、完全に消えていなかった火種が溜まっていた吸殻に着火し、高温になったガラスが割れて周囲に燃え広がった。

その対策・・・たばこの火は消したつもりでも火種が残っているため、外出前に再度確認し、灰皿に吸殻を溜めずにこまめに捨てる。

◎ケース4・・・**ベランダのプランターから出火**

ベランダに置いたプランターに吸殻を放置し外出した。時間の経過でプランター内の枯草に着火し、燃え広がった。

その対策・・・水を溜めた灰皿を用意し、ペットボトル、カップ麺の容器、プランター等灰皿以外のものを灰皿代わりとして使用しない。

鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和5年6月
鶴見警察署・生活安全課
5月末暫定値

1 罪種別認知状況 (年中累計 前年同期比)

年別	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯			知能犯		風俗犯		その他	合計
	殺人	強盗	放火	強制的性交等	暴行	傷害	脅迫	喝	侵入盗	乗り物盗	非侵入盗	詐欺	その他	わいせつ	その他		
令和5年5月末	2	4	1	0	13	24	1	1	29	178	173	31	0	5	0	59	521
令和4年5月末	1	1	0	4	13	20	1	2	12	86	144	24	1	5	0	60	374
前年比	+1	+3	+1	-4	0	+4	0	-1	+17	+92	+29	+7	-1	0	0	-1	+147



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺 (年中累計 前年同期比)

年別	侵入盗				乗り物盗				非侵入盗								合計	
	空き巣	忍込	出店荒	事務所荒	その他	小計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	小計	車上ねらい	ひったくり	自動販売機ねらい	万引き	部品ねらい	その他		小計
令和5年5月末	11	1	6	1	10	29	4	37	137	178	5	2	0	88	16	62	173	380
令和4年5月末	2	0	1	3	6	12	1	8	77	86	13	0	0	50	9	72	144	242
前年比	+9	+1	+5	-2	+4	+17	+3	+29	+60	+92	-8	+2	0	+38	+7	-10	+29	+138

特
殊
詐
欺
(旧振り込め詐欺)
29
26
+3

特殊詐欺被害総額 70,730,170円

キャッシュカード詐欺盗被害…1人 2,459,000円

警察官や銀行協会職員、デパート店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害…14人 22,350,000円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害…5人 35,850,000円

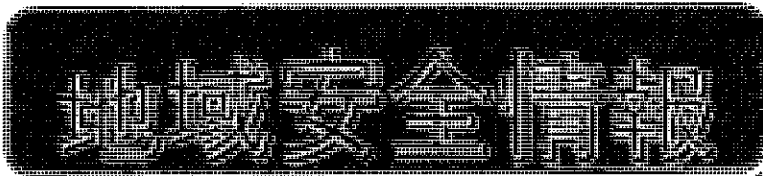
警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害…8人 9,516,170円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺…1人 555,000円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。



鶴見警察署
生活安全課
防犯少年係

令和5年5月末暫定値

町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和5年 5月末	令和4年 5月末	前年比	令和5年 5月末	令和4年 5月末	前年比	令和5年 5月末	令和4年 5月末	前年比	令和5年 5月末	令和4年 5月末	前年比
総数	380	242	+138	2		+2	11	2	+9	137	77	+60
朝日町	4	1	+3			0			0	2		+2
安善町		1	-1			0			0			0
市場上町	3	1	+2			0	2		+2	1	1	0
市場下町	3		+3			0			0	3		+3
市場西中町	1	1	0			0			0	1		+1
市場東中町	5	1	+4			0			0	5		+5
市場南台町	1	2	-1			0			0	1		+1
市場大和町	4	1	+3			0			0	2	1	+1
潮田町	6	5	+1			0			0	2	1	+1
江ヶ崎町	8	7	+1			0			0	7	2	+5
小野町	1	1	0			0			0	1	1	0
梶山	5	4	+1			0			0	3	4	-1
上末吉	9	9	0			0	1		+1	3	4	-1
上の宮			0			0			0			0
寛政町	5	1	+4			0			0	2	1	+1
岸谷	8	3	+5			0	1		+1	3	2	+1
北寺尾	10	6	+4			0	2		+2			0
駒岡	33	16	+17			0			0	7	4	+3
栄町通	6	4	+2			0			0	5	2	+3
汐入町	5	1	+4			0			0	2	1	+1
獅子谷	6	10	-4			0			0		1	-1
下野谷町	10	4	+6			0			0	2	2	0
尻野	9	12	-3			0			0	5	6	-1
下末吉	12	9	+3			0			0	6	3	+3
末広町	1	2	-1			0			0			0
菅沢町	3	2	+1			0			0	1	2	-1
諏訪坂			0			0			0			0
大黒町	1	1	0			0			0			0
大黒ふ頭	7	3	+4			0			0			0
大東町	1	2	-1			0			0			0
佃野町	5	2	+3			0			0	4		+4
鶴見中央	5	2	+3			0			0	1	2	-1
鶴見中央	83	44	+39	1		+1	2		+2	24	13	+11
寺尾	1	2	-1			0			0	1		+1
豊岡町	30	14	+16			0			0	9	3	+6
仲通	5	4	+1			0			0	3	3	0
生麦	12	8	+4			0			0	4	4	0
浜町	1		+1			0			0	1		+1
馬場	6	3	+3			0	1		+1	1	1	0
東寺尾	7	8	-1			0		2	-2	2	2	0
東寺尾北台		1	-1			0			0			0
東寺尾中台	2	2	0			0			0	1	2	-1
東寺尾東台		1	-1			0			0		1	-1
平安町	4	2	+2	1		+1			0	2	1	+1
弁天町	3		+3			0			0	2		+2
本町通	12	4	+8			0	1		+1	4	1	+3
三ツ池公園		1	-1			0			0			0
向井町	7	4	+3			0			0	2	1	+1
元宮	17	16	+1			0			0	4	2	+2
久向	13	14	-1			0	1		+1	8	3	+5

交通事故発生状況

令和5年6月
鶴見警察署 交通課

5月末概数

管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
5年	256	1	10	285	295
4年	271	1	8	281	289
増減数	-15	0	2	4	6
増減率	-5.5%	0.0%	25.0%	1.4%	2.1%

県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
5年	8,731	44	10,292
4年	8,332	45	9,616
増減数	399	-1	676

管内発生状況 (5月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
5年	57	0	2	64	66
4年	60	0	1	63	64
増減数	-3	0	1	1	2

二輪車交通事故防止強化月間
6月1日(木)～6月30日(金)

暴走族追放強化月間
6月1日(木)～6月30日(金)

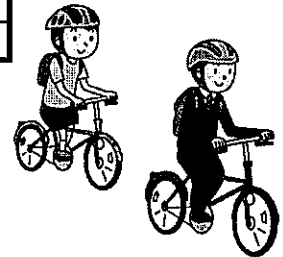
以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
5年	23	19	0	15	12	7	28	143	9
4年	21	25	1	18	22	6	38	124	13

曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
5年	25	34	47	43	41	40	26
4年	21	44	45	40	49	41	31



4月から大人も子供もヘルメット着用が努力義務になりました。

時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
5年	7	2	7	30	41	30	29	30	34	27	14	5
4年	7	3	14	28	38	22	27	25	43	39	13	12

町名別 (区内多発順)

	鶴見中央	生麦	下末吉	駒岡	東寺尾	北寺尾	矢向
5年	37	20	19	18	12	12	11
4年	30	21	19	28	13	9	21

※ 当月累計の多発順を元に掲載しています。常に発生が多い地区ではありません。

事故類型別

	車両同士						人対車両		列車
	車両単独	正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
5年	15	6	39	59	43	36	32	25	1
4年	27	3	46	42	53	54	17	29	0



関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
5年	22	71	74	86
4年	17	88	89	94

二輪車交通事故防止運動スローガン

運転に ゆとり やさしさ 思いやり

ヘルメットは正しく着用しましょう！
プロテクターやエアバッグジャケットを着用すれば、
さらに被害の軽減につながりますよ！

鶴見警察署
マスコットキャラクター
かける&まい

1 概要

豊岡小学校（鶴見区）の建替えの機会を捉え、鶴見駅に近い立地を生かした複合施設（小学校、図書館、保育所、区民活動センター、民間施設等）の整備を検討しています。

2 小学校保護者説明会の実施

(1)開催概要

5月15日（月） 約30名

(2)主なご意見

- ・工事のスケジュールや仮校舎に関する情報が知りたい
- ・複合化施設に関する不安（児童のセキュリティなど）

3 意見交換会(ワークショップ)の結果概要

(1)開催概要

5月21日（日）子育て世代対象 12名 / 27日（土）幅広い世代対象 18名

(2)主なご意見

今後の検討の進め方に係るご意見、教育環境やセキュリティに対する懸念、複合施設における交流や学びの場等に係る提案等が挙げられました。



ア 検討の進め方

- ・検討過程の情報をしっかり発信してほしい
- ・今後も、意見交換の機会を設定してほしい
- ・気軽に意見を伝えられるような工夫（イベントと合わせた意見交換会の開催等）が必要
- ・複合化を検討する理由についての説明が必要

イ 教育環境、セキュリティ等への懸念

- ・狭い敷地での複合化への懸念（校舎の高層化、グラウンド面積の確保など）
- ・園児・児童のセキュリティ確保への懸念（図書館、民間施設利用者との分離等）
- ・工事期間中の生活環境・教育環境への懸念
- ・図書館と保育園・小学校との複合化への不安（図書館利用者への音の影響等）

ウ 複合施設における交流や学びの場等に係る提案

- ・多世代、多文化交流
（人のつながり、視野の広がり等）
- ・各施設の連携（学校授業での図書館の活用、小学生の保育士体験、地域での職業体験等）
- ・共働き世帯を支援する機能
（子ども食堂、朝の子ども預かり等）
- ・スタートアップ支援による地域の活性（コワーキング、シェアキッチン等）



- ・子ども、中学・高校生、親子、大人が学べる、利用できる場所（遊び場、自習室、習い事、図書館、カフェ等）
- ・小学校が使用しない時間帯の、地域等のグラウンドの活用（マルシェ、フリーマーケット、お祭り等）
- ・鶴見駅西口の顔づくりとしての期待

4 ご意見に対する検討の方向性

(1)今後の検討の進め方

基本構想策定等の進捗状況については、意見交換の機会に加え、ニュースレターを作成し、ホームページ等で随時情報を発信していきます。

（「5 令和5年度以降のスケジュール（案）」のとおり）

(2)教育環境、セキュリティ

生活環境・教育環境やセキュリティの確保と魅力ある複合施設の整備の両立
グラウンド面積は現状よりも拡大し、教室等は整備水準を満たすようにします。

(3)複合施設におけるアクティビティ等

ワークショップでのご意見を実現できるような施設等の整備・運営

5 令和5年度以降のスケジュール(案)

これまで実施したサウンディング型市場調査や、意見交換会（ワークショップ）等の内容を踏まえ、基本構想の策定、事業計画の検討を進めていきます。

なお、複合施設の竣工は令和14年度以降を想定していますが、事業期間の短縮に向けて、引続き検討していきます。

【今後の想定スケジュール（令和5年度～）】

6月中	ワークショップ等でいただいたご意見の取りまとめ（公表）
7月頃	基本構想の策定に向けた考え方の地域のみなさまへのご説明、意見交換 ニュースレターによる進捗状況のお知らせ
9月頃	基本構想素案（公表）
9～10月頃	意見募集、地域のみなさまへのご説明、意見交換
12月頃	基本構想（公表）
R6 1月頃	事業計画案（整備条件、事業手法、想定スケジュール等）（公表）
2～3月頃	地域のみなさまへのご説明、意見交換
3月頃	事業計画確定
R6～7年度	施設計画等検討
R8年度頃	工事開始（予定）

地区連合町内会長 各位
自治会町内会長 各位

自治連合会長会説明資料
令和5年6月19日
水道局配水課

横浜市水道局
配水課長

地下漏水調査の実施について

日頃より横浜市水道事業に御理解と御協力賜り厚くお礼申し上げます。
横浜市水道局では、漏水事故防止の一環として、調査会社に委託して地下漏水調査を実施いたします。

1 調査概要

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 調査名 | 漏水調査作業委託（その1） |
| (2) 調査場所 | 鶴見区内全域 |
| (3) 調査会社名 | 株式会社日本レップス |
| (4) 所在地 | 横浜市中区元浜町三丁目15番地 |
| (5) 電話番号 | 045-264-8361 |
| (6) 現場責任者 | 小塚 賢一 |

2 調査期間

令和5年7月中旬から令和5年11月上旬までの平日

3 調査時間

午前8時45分から午後5時15分まで

4 調査方法

道路上における路面音聴調査と、宅地内に立ち入る漏水確認調査を行います。

(1) 路面音聴調査

路面音聴調査とは、道路内に埋設されている水道局の配水管（水道の本管）及びお客さまが所有する給水管を対象に、調査員が漏水探知器を使用して、道路上から漏水音の有無を確認する調査方法です。

(2) 漏水確認調査

漏水確認調査とは、路面音聴調査によって漏水の疑いが確認された場合、お客さまの宅地内で漏水調査機器を用いて漏水箇所を特定する調査方法です。

宅地内を調査する場合には、事前にお客さまの許可を得てから行います。

また、御不在の場合は、改めて御訪問させていただきます。

<連絡先>

水道局配水部配水課漏水管理係
担当 久保 蘭・土志 田
電話 331-1838
FAX 332-1442

ろうすい

漏水調査のお知らせ

水道局では、調査会社に委託して、鶴見区内の地下漏水調査を実施いたします。

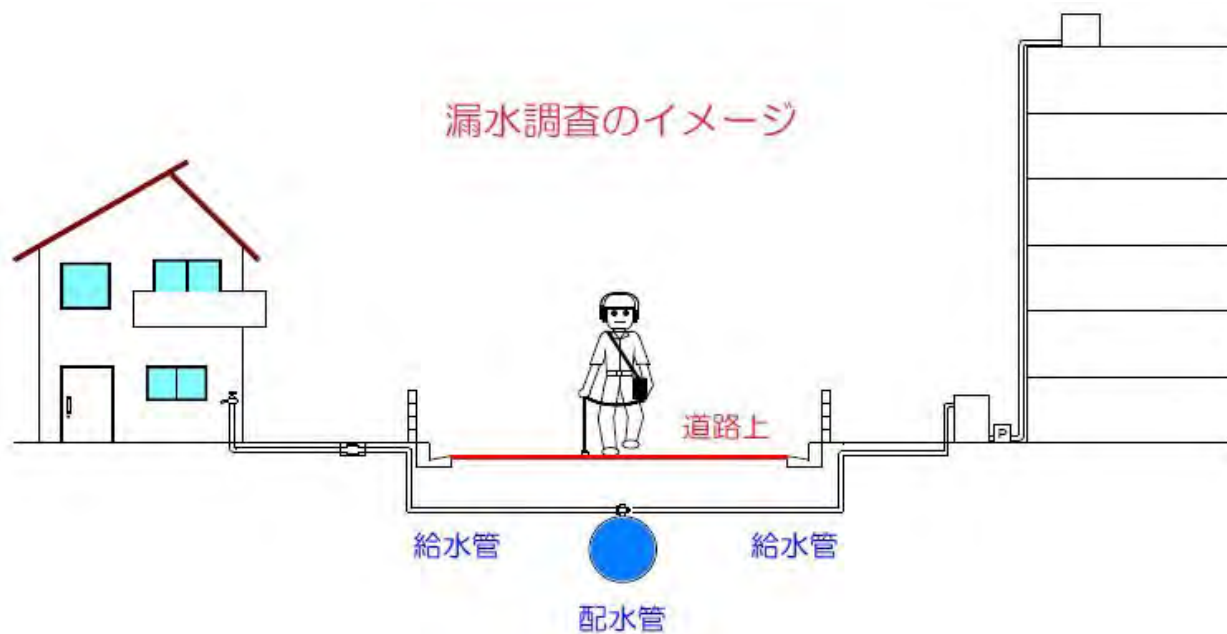
調査期間 令和5年7月中旬から令和5年11月上旬までの平日

調査時間 午前8時45分から午後5時15分まで

- ★ 調査は下図のように**道路上**で調査します。
- ★ 漏水調査費用は**無料**です。
- ★ 漏水調査により漏水の疑いがある場合、該当するお客さまにはお声掛けをいたしますが、**漏水が無い場合はお声掛けをいたしません。**

※最近悪質な訪問が横行しています。不審者には十分お気をつけ下さい。

夜間・土・日・祝日のお問い合わせは、お客さまサービスセンター はちよんなな **847-6262**へお電話下さい。
※おかけ間違いのないようご注意ください。



ろうすい
横浜市水道局 配水課 漏水管理係

横浜市保土ヶ谷区仏向西4-1

電話：045-331-1838（平日:午前8時45分から午後5時15分まで）

担当：久保蘭・土志田

漏水調査委託会社の制服

お客様がお住いの地域では「株式会社日本レップス」に水道局が委託して漏水調査を実施します。

下記作業服を着用した調査員が漏水調査を実施しますので、ご協力をお願いいたします。



作業服の背中に貼り付けてあります。



左腕に腕章をしています。

水道局発行の
「証明書」
を着用しています。



株式会社 日本レップス

横浜市中区元浜町三丁目15番地
こつか けんいち

現場責任者：小塚 賢一

電話：045-264-8361

携帯電話：090-5807-1932

7/29
(土)

スリム つるみ3R夢フェスタ

鶴見工場（ごみ焼却工場）では、工場見学や3R夢プランを紹介する楽しいイベントを4年ぶりに開催します。クレーン疑似操作体験、収集車体験乗車、電動ミニ収集車、下水道を学ぶコーナーなどイベント盛り沢山。リユース家具の抽選会や苗木の配布、防災キャンペーンとして消防音楽隊によるアンサンブル演奏を予定しています。

日時: 令和5年7月29日(土) 10:00～15:00 (雨天決行)

場所: 横浜市資源循環局鶴見工場

※公共交通機関をご利用ください。



夏休みの宿題・自由研究にぴったり！



クレーン疑似操作体験



収集車体験乗車
(工場施設見学)



下水をきれいにするしくみを勉強しよう
(サンプル展示と顕微鏡で微生物さがし)

- 他にも盛りだくさん！！
- ・キッズスタンプラリー
 - ・電動ミニ収集車運転
 - ・ポップコーン&風船配布！
 - ・災害用トイレ展示
 - ・工場見学案内

無償



リユース家具提供(抽選)
(申込み: 10:00～12:30)

フードドライブにご協力をお願いします。くわしくはこちら



フードドライブ実施します

参加特典のプレゼントあり

つるみ3R夢フェスタでフードドライブを実施します。未開封、賞味期限まで2カ月以上残っている、常温保存が可能な食品※をお持ちください。食品は必要としている人にお渡します。

※米、乾麺、レトルト食品、缶詰、お菓子、アルコールを除く飲料など



無償



消防音楽隊アンサンブル演奏
(写真はオーケストラ演奏時です)



苗木を配布します
(先着順になります)



《問合せ》

横浜市 資源循環局 鶴見工場

住所: 鶴見区末広町1-15-1

電話: 045-521-2191

横浜市鶴見工場 検索

《交通》

鶴見駅東口(JR&京浜急行)

⑧番乗り場より

臨港バス「ふれーゆ」行き

終点「ふれーゆ」下車(徒歩1分)



令和5年6月19日

自治会町内会長 各位

鶴見区総務課長

「緊急時情報一斉伝達システム」テスト送信の実施について（ご依頼）

新緑の候、皆様におかれましては、日頃から地域防災に御尽力いただき誠にありがとうございます。

横浜市では平成29年度から、地震・大雨などにより災害が発生するおそれがある時に、迅速かつ確実に情報を受伝達する手段として、「緊急時情報一斉伝達システム」（別紙参照）を導入しております。このシステムは、電話で区役所から災害に関する情報を自治会町内会長の皆様に一斉に発信することにより、皆様がいち早く防災情報を受け取れるものです。これまでも、このシステムを活用し、緊急時に必要となる情報を提供しています。

つきましては、緊急時に向けた訓練として、テスト送信を実施いたしますのでご協力をお願いいたします。

1 テスト実施日時

令和5年6月30日（金） 10:00

2 発信元電話番号（この番号から皆様に連絡させていただきます）

050-3196-2700

3 テスト内容

登録されている電話番号宛てに訓練用の情報を発信します。

詳細は裏面をご確認ください。

4 連絡先の変更について

連絡先の変更を希望される方は、お手数ですが別紙の届出用紙を6月28日までに御提出ください。

※新しく町内会長になられた方については、事前に本システムの概要を説明し、連絡先変更届の提出を依頼しております。

担当：鶴見区総務課地域防災担当

勝倉・川添

電話 510-1656 F A X 510-1889

「緊急時情報一斉伝達システム」のテスト送信について

標記システムにつきまして、緊急時に向けた訓練として、テスト送信を実施いたします。
つきましては、システムから御登録いただきました電話に訓練情報を受信されましたら、
下記の方法で御回答下さい。

1 テスト送信日について

令和5年6月30日（金）午前10時頃

送信元電話番号 050-3196-2700

携帯電話の番号を申請された方は、
事前に携帯電話の電話帳に「一斉伝達システム」と登録してください

2 テストメッセージ内容

「訓練、訓練、こちらは鶴見区役所です。
これは、緊急時情報一斉伝達システムのテスト送信です。メッセージを聞いて、答えの
番号を押してください。まずはじめに、シャープを押してください。」
シャープ（#）を押すと、「本日10時現在鶴見川が避難判断水位を越えました。今後、
避難指示が発表される可能性があります。確認できた方は「1」を、もう一度お聞きに
なる方は「2」、もう一度始めから聞きたい場合は「0」のプッシュボタンを押して下さ
い。」という内容が流れます。

3 操作方法について

- (1) 上記の電話番号から送信されますので、メッセージにしたがって御回答ください。
- (2) テスト送信のため、回答がない場合にはシステムが2回かけ直しを行います。
- (3) 電話を取ることができなかった場合は、お手数ですが上記電話番号にかけ直しをお願いいたします。

【担当】 鶴見区総務課危機管理・地域防災担当

TEL : 510-1656 FAX : 510-1889

tr-bousai@city.yokohama.jp

緊急時情報一斉伝達システム登録・変更・削除届

令和 年 月 日

(申請先)

横浜市鶴見区長

申請者 住所

署名

緊急時情報一斉伝達システムへの（登録・変更・削除）を希望するので、次の通り申請します。（希望の内容を○で囲んで下さい）

1	自治会町内会名	
2	役職	
	フリガナ	
	氏名 <small>(変更の場合は、前任者の氏名も御記入下さい)</small>	前任者： _____
3	電話番号 <small>※外出時にも連絡が届くようできるだけ携帯電話の番号を御提供ください。</small>	_____

<個人情報の取扱い>

御記載いただいた個人情報につきましては、横浜市が定める「個人情報の取扱い」に沿って適切に取扱います。また、御記載いただいた個人情報を他に伝達することは一切ございません。

※横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により、「個人情報を取扱う事務開始」の届出書を横浜市長に提出しています。

【申請方法】

申請書に必要事項を御記入のうえ、下記問い合わせ先まで直接、御持参いただくか、FAXまたは郵送にて御提出をお願いします。

【問い合わせ先】

鶴見区役所 総務課 危機管理・地域防災担当（電話：510-1656 FAX：510-1889）

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1

「緊急時情報一斉伝達システム」の御案内

地震・大雨などにより災害発生や発生するおそれがある時などに、必要な情報を迅速かつ確実に自治会町内会長の皆様に提供するとともに、皆様が情報を受け取ったことを区役所が確認できる、「緊急時情報一斉伝達システム」を運用しています。

1 システムの特徴

(1) 一斉伝達

身近な情報伝達手段である電話を活用して、自治会町内会長の皆様に一斉に情報を伝達します。

その他に、質問に返信することができます。

※外出時にも連絡が届くよう、自治会町内会長の携帯電話番号を登録くださいますようお願い致します。

(2) 受信状況等の確認

自治会町内会長の皆様の受信状況や、回答状況を区役所で確認が可能です。

(3) 伝達状況確認による迅速な対応

ア 電話に出られなかった場合は、自動リダイヤルを行う場合があります。

イ 電話に出られなかった場合はシステムの番号に電話をかけ直すと、発信された情報を聞くことができます。

ウ 受信したことが確認できなかった場合は、個別に連絡する場合があります。

(4) 提供情報

- ア 大地震発生後の地域防災拠点開設について
- イ 津波警報発表について
- ウ 鶴見川・多摩川河川氾濫情報について
- エ 土砂災害警戒情報発表（即時避難指示）について
- オ 記録的短時間大雨情報・大雨特別警報について

2 システムの概要

